

第十一管区海上保安本部石垣海上保安部 任期付職員採用試験 募集案内
(職員の育児休業に伴う任期付職員募集)

第十一管区海上保安本部石垣海上保安部では、職員の育児休業に伴う任期付職員を海上保安官として採用します。

採用を希望される方は、下記事項を確認のうえ、必要な手続きをお取りください。

1. 職務内容

第十一管区海上保安本部石垣海上保安部所属の巡視船に主計科職員として乗り組み、海上保安官としての業務及び船舶の運航業務に従事します。

2. 求める人材

公務に対する強い関心と、全体の奉仕者として働く熱意を有する方を採用します。

3. 応募資格

(1) かつて海上保安官であった者

(2) 採用時において有効な、船舶料理士免許を有する者。

※ 次のいずれかに該当する者は応募できません。

○日本の国籍を有しない者

○国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 38 条の規定により国家公務員となることができない者

・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者

・一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者

・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

○平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

4. 採用予定人数

1 名

5. 採用期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 10 年 7 月 28 日

(採用予定者の事情に配慮しますので、ご相談ください)

6. 勤務予定地

第十一管区海上保安本部石垣海上保安部所属の巡視船

7. 給与

国家公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 109 号）に基づき、国家公務員として採用され、公安職俸給表（二）が適用されます。

俸給は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）が適用され、初任給は学歴、勤務経験等を考慮して決定します。その他、支給要件を満たした場合は、諸手当（扶養手当、住居手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当（いわゆるボーナス）等）が支給されます。また、船艇に乗り組む場合は俸給の調整額が支給されます。

- ・基本給（月額 311,700 円～393,000 円）
- ・扶養手当（子月額 13,000 円等）
- ・住居手当（月額最高 28,000 円）
- ・超過勤務手当（正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給）
- ・期末・勤勉手当（成績区分が良好（標準）の場合 1 年間に俸給等の約 4.65 月分）
- ・特地勤務手当（（基本給＋扶養手当）×12％）

8. 勤務時間・休暇

- (1) 勤務形態は、1 週間あたり 40 時間の交替制勤務（52 週を超えない期間につき 4 週 8 休）です。
- (2) 年 20 日の年次休暇（採用の年はこれより少ない場合があります。残日数は 20 日を限度に翌年に繰り越されます。）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季休暇、結婚、忌引、ボランティア等）及び介護休暇等があります。

9. 選考日程、選考方法及び試験会場

- (1) 選考日程 令和 8 年 1 月上旬から 1 月下旬までの間で、指定する日
- (2) 選考方法

作文試験	文章による表現力等について、試験を行います。
人物試験	面接により人柄等について、試験を行います。
身体検査	提出された身体検査票により、検査を行います。

- (3) 試験会場

第十一管区海上保安本部

〒901-0142 沖縄県那覇市港町 2 丁目 11 番地 1 号 那覇港湾合同庁舎

- (4) 合格発表日 令和 8 年 2 月中旬までに、選考採用の可否を通知します。

10. 応募方法

(1) 受付期間：令和 7 年 12 月 26 日(金)から令和 8 年 1 月 16 日(金)

(2) 提出書類

①申込書（様式 1）

②作文用紙（様式自由）

テーマ「仕事をする上で心がけている事」（400 字以上 800 字以内とすること。）

③身体検査票(様式 2)

※応募受付期間中に医療機関にて受診したものに限ります。

④船舶料理士免許の写し

(3) 書類送付先

〒900-8547 沖縄県那覇市港町 2 丁目 11 番地 1 号

第十一管区海上保安本部総務部人事課 宛

※書類の送付にあたっては、封筒に「海上保安庁 任期付職員採用提出書類在中」と朱書きし、書留で送付してください。

11. その他

(1) 審査の内容及び審査の結果に関する問い合わせは、一切応じかねますので、ご了承ください。

(2) 応募の秘密については、厳守します。

(3) 送付いただいた当該応募書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

(4) 採用内定者に選考された場合、海上保安庁を退職後に、学歴又は職歴がある場合は、卒業（修了）証明書、在籍した企業等発行の在職証明書等を速やかに提出していただくことになります。虚偽の記載がなされている証明書等の提出があった場合には、採用予定を取り消す場合があります。なお、証明書等については、給与額を決定する上でも必要となります。証明書等がない期間については経歴として通算されませんのでご注意ください。

(5) 身体検査費用、二次選考のための来庁にかかる交通費等の採用試験受験に必要な費用は全て受験者負担となります。

【お問い合わせ先】

担当：第十一管区海上保安本部総務部人事課 育児休業代替任期付採用担当

住所：〒900-8547 沖縄県那覇市港町 2 丁目 11 番地 1 号

電話：098-867-0118（内線 2133、2134）